

電子入札案件

発注公告・条件付一般競争入札 (豊島区施工能力審査型総合評価方式)

豊島区公告第90号

豊島区が発注する次の工事において、安定的な品質確保と不良不適合企業の参入防止を目的とし、入札の際に、工事価格及び施工能力を総合的に評価して落札者を決定する方式(施工能力審査型総合評価方式)を施行するため、条件付一般競争入札の執行について次のように定めたので、地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の10の2の第5項の規定に基づき公告する。

令和8年9月25日

豊島区長 高 際 み ゆ き

件名	令和8年度 工事8号 道路補修工事
業種(営業種目)	道路舗装工事
施工箇所	豊島区 自 高田二丁目11番先 至 高田二丁目12番先 外1路線
施工期間	契約確定の日の翌日から96日間
概要	延長：200メートル 面積：1020.1平方メートル 側溝延長：56.1メートル 工種：舗装工、路面排水工、交通安全施設工、污水排水工
予定価格(税抜)	46,861,000円
入札の価格	総価による。
入札の方法	工事価格、施工能力及び地域貢献度を総合的に評価して落札者を決定する施工能力審査型総合評価方式（豊島区施工能力審査型総合評価方式実施要綱（以下「実施要綱」という。））により行う。
最低制限価格 低入札価格調査制度	低入札価格調査制度 適用 ※低入札価格調査制度の詳細については、豊島区低入札価格調査制度実施要綱を参照すること。
参加資格条件	下記のすべてに該当すること。 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 2 道路舗装工事の共同運営の格付がCランク以上であること。また、豊島区建設工事等競争入札参加資格登録で、道路舗装工事の優先登録をしていること（格付・登録とも公表日前日付）。

参加資格条件	3 「豊島区に本店・支店・営業所等を有する届出書」を提出し、区内業者または準区内業者の取扱いを受けていること。なお、同時に請負うことができる工事(区が発注する予定価格5,000万円以上の工事案件。ただし、年間契約・随意契約・JV施工案件は除く。)件数は、区内業者3件、準区内業者1件までとする。 4 本件工事に対応する主任・監理技術者を建設業法に従い施工箇所に配置すること。(兼任不可) 5 豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく参加停止及び指名停止期間中でないこと。並びに、豊島区暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置期間中でないこと。 6 前回の総合評価方式の入札において、事由もなく、当初予定していた配置技術者の資格点等に満たない変更をしていないこと。
申込期間及び 申込方法	1 申込期間 令和8年9月25日(金) 8時30分から10月1日(木) 15時00分まで 2 申込方法 電子調達サービスで一般競争入札参加資格確認申請書を送信すること。
提出書類及び 提出方法	1 提出書類等 別添「豊島区施工能力審査型総合評価方式実施要領」を参照 2 提出期限 令和8年9月25日(金) 8時30分から 令和8年10月2日(金) 15時00分まで 3 提出方法 電子調達サービスに一般競争入札参加資格確認申請書を送信後、契約管財課までメールに添付して送信すること。 提出先メールアドレス : A0029361@city.toshima.lg.jp ※送信の際の件名は、「共同運営の発注番号と会社名」としてください。 例 : 件名 「2026-00000 ○△建設株式会社」 ※一度送信されたものの差し替えはできません。またメールへの添付漏れがあっても、追加送付分は提出とみなしませんので、送信される前に確認の上送信してください。
提出書類作成上の 注意点	豊島区施工能力評価点・地域貢献度評価点申告書における工事成績評価点および配置予定技術者の実績点、優良工事实績点は、令和5年6月25日から令和8年6月24日までに工事が完了したものが対象。
入札参加通知	入札参加資格の審査結果は、令和 8年10月 6日(火)までに電子調達システムにより通知する。
現場説明会	開催しない。
図面・仕様書等の受取	「一般競争入札参加資格確認結果通知書」を受領後、電子調達サービスよりダウンロードすること。
質問・回答方法	図面・仕様書等に関する質問・回答は、電子調達サービスにより行う。
質疑締め切り	令和 8年10月20日(火) 10:00 まで
質疑回答予定	令和 8年10月22日(木) 14:00 まで
入札見積締切日時	令和 8年10月29日(木) 9:50 まで
入札(開札)日時	令和 8年10月29日(木) 10:00
入札(開札)方法・場所	電子入札サービス
再度入札の有無	再度入札は行わない。

入札保証金	免除
契約保証金	必要
前払金	請求可
建設リサイクル法	適用
配置予定技術者 (実績点評価関係)	同種・類似工事の指定：有 ・同種工事 舗装工事：工事面積 900平方メートル以上 ・類似工事 舗装工事：工事面積 450平方メートル以上
積算内訳書の入力	入札金額の内訳を内訳書登録に入札時入力すること。なお、内訳書登録は直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の4項目と入契法第12条で定める入札金額の内訳6項目の入力が必須となっている。
入札結果公表	本案件は、開札後、価格点、施工能力評価点及び地域貢献度評価点の算定のため、保留とする。入札結果は、電子調達サービスにて公表する。
留意事項	1 落札後、速やかに契約締結を行う。 ただし、落札者の入札金額が、低入札価格調査の対象となった場合には、豊島区低入札価格審査委員会の審査を経て決定する。 2 入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 3 不正行為等があると疑われた場合は、入札を延期又は中止することがある。 4 電子入札の操作手順等については、東京電子自治体共同運営サービスにて確認すること。 5 電子調達システムの事故等により、入札を延期、中止することがある。 6 設計図書等の入手方法については、電子調達サービスの発注情報を確認すること。 7 本公告に定めがない事項については、「豊島区競争入札参加者心得（電子入札用）」に定めるところによる。
問い合わせ先	【入札に関する問い合わせ】 豊島区総務部契約管財課契約グループ 電話 03-4566-2566 内線2566 FAX 03-3980-5164 【電子入札操作手順等に関する問い合わせ】 e-Tokyoコールセンター 電話 0570-05-1090 (祝祭日を除く月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)

豊島区施工能力審査型総合評価方式実施要綱

平成 28 年 2 月 9 日

総 務 部 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊島区が発注する建設工事において、安定的な品質確保と不良不適格企業の参入防止を図るとともに、地域社会に貢献している企業等の受注機会の拡大を図るため、入札の際に、工事価格及び施工能力を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）を実施するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 豊島区契約事務規則（昭和 39 年規則第 24 号）第 2 条第 3 項の契約担当者という。
- (2) 一級技術者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条第 2 号イに該当する者をいう。
- (3) 二級技術者 建設業法第 27 条第 1 項建設業法施行規則第 7 条の 3 項に該当する者をいう。
- (4) その他の技術者 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号ハに該当する者で一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。
- (5) コリンズ 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービスをいう。
- (6) 工事成績総評定点 豊島区請負工事成績評定要綱（平成 20 年 4 月 1 日 総務部長決定）第 3 条第 1 項に規定する総評定点をいう。

(対象工事)

第 3 条 総合評価方式の対象工事は、原則として予定価格が 3,000 万円（建築工事の場合は 4,500 万円）以上の工事とする。

(落札者決定基準)

第 4 条 区長は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 3 項にいう総合評価方式における落札者決定基準を定めようとするときは、同法第 167 条の 10 の第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、あらかじめ、2 人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の落札者決定基準は、別紙のとおりとする。

(総合評価方式における入札方式)

第 5 条 総合評価方式の実施は、条件付一般競争入札によるものとする。

(公表事項等)

第 6 条 総合評価方式を実施しようとする場合は、当該発注工事の公告にあたり、次に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 総合評価方式の対象工事であること
- (2) 提出書類の様式、提出方法

(3) 落札者決定基準

(4) 提出書類の提出後においては、原則として記載内容の変更を認めないこと。

(5) 提出書類に記載された配置予定技術者は、原則として変更できないこと。

2 公表事項についての説明会は、開催しない。

3 入札参加希望者は、条件付一般競争入札参加申込書の提出とあわせ、第 1 項に規定する公表事項に係る所定の書類を区長に提出するものとする。

(施工能力評価点等の審査)

第 7 条 施工能力評価点及び地域貢献度評価点の評価については、前条に規定する公表事項において明示した評価方法によるものとする。

(労働関係法令遵守の確認等)

第 8 条 本対象工事は、公共サービス基本法（平成21年法律第40号）第11条の趣旨に基づき、工事に従事する者の適正な労働環境の確保に資するため、労働関係法令遵守の確認を行うことがある。

(その他)

第 9 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 豊島区施工能力審査型総合評価方式試行に関する要綱（平成 19 年 9 月 14 日 総務部長決定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別紙（第4条第2項関係）

【落札者決定基準】

1 評価の方法

総合評価方式の評価は、価格点、施工能力評価点及び地域貢献度評価点を合計した評価値による。

2 価格点、施工能力評価点及び地域貢献度評価点の配分

価格点：施工能力評価点：地域貢献度評価点 ＝ 価格点の上限：22点：10点

なお、価格点の上限は、豊島区低入札価格調査制度実施要綱（平成20年2月1日 総務部長決定）第5条の規定に基づき失格となる低入札価格から算定される価格点とする。

3 価格点の算定 $80 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

4 施工能力評価点の算定は、工事成績評価点、配置予定技術者の資格点、配置予定技術者の実績点及び優良工事实績点の合計による。

5 施工能力評価点の評価項目の点数配分

工事成績評価点：配置予定技術者の資格点：配置予定技術者の実績点：優良工事实績点＝15点：3点：2点：2点

(1) 工事成績評価点

① 工事成績評価点は、工事成績総評定点の平均点に応じて、次表のとおり算定する。

工事成績総評定点の平均	工事成績評価点
0点以上 20点未満	0
20点以上 30点未満	1
30点以上 35点未満	2
35点以上 40点未満	3
40点以上 45点未満	4
45点以上 50点未満	5
50点以上 55点未満	6
55点以上 60点未満	7
60点以上 65点未満	8
65点以上 70点未満	9
70点以上 72点未満	10

72 点以上 74 点未満	11
74 点以上 76 点未満	12
76 点以上 78 点未満	13
78 点以上 80 点未満	14
80 点以上 100 点以下	15

② 工事成績総評定点の平均は、当該発注工事の公告日（以下「公告日」という。）の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事の工事成績総評定点について、工事完了日が公告日に近いものから順に、直近3件までの相加平均とする。ただし、2件である場合は当該2件の相加平均とし、1件である場合は当該工事成績総評定点をもってこれに充てる。

③ ②の工事成績総評定点が存在しない場合は、その平均を50点とする。ただし、⑤の規定にかかわらず、東京23区内で完成した国、都又は特別区（豊島区を除く。）その他の公共工事発注機関の発注に係る同種工事（(3)③）で、前項の期間において完了した工事の当該公告日に直近の工事成績総評定点の提示により、豊島区が相当の施工能力を認めた場合は、工事成績総評定点の平均を60点とすることができる。

④ 工事成績総評定点が60点未満のものは、当該工事成績総評定点を0点とする。

⑤ 工事成績総評定点は、豊島区の発注工事のみを対象とする。

⑥ 工事成績評価点算定の対象工事は、豊島区建設工事等競争入札参加資格の業種区分で当該発注工事と同一の業種のものであることを原則とするが空調工事と給排水工事は同一の業種として扱うこととし、建設共同企業体の発注工事を含むものとする。当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、公告時に指定する。

（2）配置予定技術者の資格点

配置予定技術者の資格点は、3点満点とし、次表のとおり算定する。複数の資格を持つ場合は、上位の資格1つについてのみとする。

1 級技術者	3 点
2 級技術者	1 点

（3）配置予定技術者の実績点

① 配置予定技術者の実績点は、コリンズに登録されたデータから算定する。

	同種工事	類似工事
監理技術者	2 点	1.5 点
主任技術者	1.5 点	1 点
担当技術者	1 点	0.5 点

② 配置予定技術者の実績点は、コリンズに登録されたデータから算定する。

③ 同種工事とは、コリンズの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事、

高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものを、公告時に指定する。

④ 類似工事とは、コリンズの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、公告時に指定する。

⑤ 建築工事又は設備工事の改修工事の場合において、同種工事にあつては、コリンズの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のもののなかで、経験として有用なものがない場合は、同種工事を指定しないことができる。また、類似工事にあつては、コリンズの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいもののなかで、経験として有用なものがない場合は、類似工事を指定しないことができる。

(4) 優良工事实績点

優良工事实績点は、2点満点とし、5(1)②の期間において配置予定技術者が担当して完了した直近の工事成績総評定点が75点以上の場合、申請により加点することができる。

6 地域貢献度評価点の算定は、環境配慮点、防災活動点、ワーク・ライフ・バランス推進企業点、品質管理活動点、安全衛生活動点、雇用対策点、事業継続計画策定点、本店所在点の8項目による。各項目の配分は次の通りとし、満点は10点とする。

(1) 環境配慮点

次表のいずれかの認証を取得し、公告日においても有効である場合に1点と評価する。ただし、重複取得による点数の加算は行わない。

国際標準化機構 (ISO) 14001 規格
一般財団法人持続性推進機構のエコアクション 21
一般社団法人エコステージ協会のエコステージ (ステージ 2 以上)

(2) 防災活動点

豊島区と防災協定を締結し、かつ、公告日の属する年度の前年度又は前々年度の2年度間に下記対象となる活動を実施した実績を明らかにした場合に次の通り評価する。

配点

活動1回以上／年度で1点、2年間で最大2点（同年度に複数回活動しても1点）

対象となる活動の例

- ・区で実施する防災訓練参加型防災活動
- ・自ら企画する防災活動
- ・被災地でのボランティア活動

加点方法

上記活動の防災活動報告書を提出し、豊島区が内容を確認できた場合に加点する。

(3) ワーク・ライフ・バランス推進企業点

豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度実施要綱（平成 21 年 10 月 30 日総務部長決定）第 5 条第 2 項の規定に基づき、区長から豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定書の交付を受け、公告日においても有効である場合に 1 点と評価する。

(4) 品質管理活動点

ISO9001 規格の認証を取得し、公告日においても有効である場合に 1 点と評価する。

(5) 安全衛生活動点

次表のいずれかに該当し、公告日においても有効である場合に 1 点と評価する。ただし、重複による点数の加算は行わない。

建設業労働災害防止協会に加入
建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認定
中央労働災害防止協会（JISHA）方式適格の労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）基準適合の認定

(6) 雇用対策点

次表のいずれかに該当し、公告日においても有効である場合に 1 点と評価する。ただし、重複による点数の加算は行わない。

「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率をこえて雇用
女性の現場従事者（現場代理人、技術者含む）を雇用
法務省の協力事業主制度に登録

(7) 事業継続計画策定点

一般社団法人全国建設業協会の「地域建設企業における災害時事業継続計画（簡易版）作成例（最新版）」における必須項目を網羅した計画書を提出し、豊島区が内容を確認できた場合に 1 点と評価する。

(8) 本店所在点

「豊島区建設工事等の契約に係る競争入札参加資格における区内の事業者取扱基準」（平成 22 年 6 月 16 日 総務部長決定）第 2 条第 3 項に定める区内の事業者のうち、区内に本店を有する事業者（「区内事業者」という。）に対して 2 点と評価する。

7 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格及び低入札価格調査制度適用（豊島区低入札価格調査制度実施要綱平成 20 年 2 月 1 日 総務部長決定）の範囲内である者のうち、1 の評価値の最も高い者を落

札者とする。この場合において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより落札者を決定する。

○豊島区施工能力審査型総合評価方式実施要領

令和3年2月15日

令和7年3月31日

令和7年11月1日

令和8年4月1日

— 総合評価方式の評価方法及び提出書類等について —

＊詳細については、「豊島区施工能力審査型総合評価方式実施要綱」（平成28年2月9日
総務部長決定）をご覧ください。

[総合評価方式の評価方法]

豊島区施工能力審査型総合評価方式実施要綱別紙による。

[提出書類ほか]

1 提出書類及び添付資料、留意事項等

(1) 提出書類及び添付資料等

① 豊島区施工能力審査型総合評価方式提出書類送信票【別紙1】

② 豊島区施工能力評価点・地域貢献度評価点申告書【別紙2】

③ 【工事成績評価点関係】

公告に記載の業種(営業種目)で指定期間に完了した工事のうち、公告日に直近する3件の工事成績評定通知書の写

＊公告記載の「業種(営業種目)」と工事成績評定通知書記載の「業種名」が同一であること。異業種の成績は評価対象としない。

＊指定期間とは、「当該発注工事の公告日の3年3か月前の日から起算して3年の間」をいう。

＊工事成績評定通知書が存在しない場合で、当該発注工事について相当の施工能力を有していることの認定を求める場合は、他の公共工事発注機関の発注に係る同種工事で、指定期間に完了した工事のうち、その発注機関の評定した直近の工事成績評定通知書の写を提出することができる。

④ 【配置予定技術者の資格点関係】

ア：配置予定技術者の保有資格証の写

一級技術者：建設業法第15条第2号イ

二級技術者：建設業法施行規則第七条の三

イ：配置予定技術者の雇用関係を証明する書類の写（監理技術者資格者証の写な

ど、令和6年12月2日 国不建技第120号参照)

*監理技術者資格者証等の写は、氏名・所属会社名以外の個人情報をもスキングすること。

*配置予定技術者は、工事完了まで変更することができない。ただし、諸般の事情の文書による疎明等により発注者が総合的に判断してやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

⑤ 【配置予定技術者の実績点関係】

同種・類似工事について公告時に指定している場合、配置予定技術者が担当し、③の期間に完了した同種・類似工事のコリンズ (CORINS) しゅん工時工事カルテの写

⑥ 【配置予定技術者の優良工事实績点関係】

③の期間において配置予定技術者が担当して完了した直近の工事成績評定通知書の写

⑦ 【環境配慮点関係】

ISO14001規格、一般財団法人持続性推進機構のエコアクション21及び一般社団法人エコステージ協会のエコステージ (ステージ2以上) のいずれかの認証を取得して公告日においても有効であることを証明する認証書の写

⑧ 【防災活動点関係】※一部事前確認必要

本区との防災協定書の写及び防災協定を締結した団体に加盟していることを証明するもの及び、期間内に防災協定を結んだ団体として防災活動に参加したことを報告するもの[別紙3]の写。

*防災協定関係資料：加盟団体が発行する会員名簿など (団体加盟がわかるもの)。

*防災活動報告書：所定事項を記載した「防災活動報告書」を活動後速やかに本区へ提出し、区で確認後当該表紙に確認印を押印し返却したものの写。確認に要する期間は、「防災活動報告書」を受付けてから10日 (10日目が豊島区の休日を定める条例に規定する日においては翌日) とし、期間内に総合評価方式の公告があった場合はすべての入札が終了するまで審査を停止し決定したのち再開する。

⑨ 【ワーク・ライフ・バランス推進企業点関係】

公告日において有効である豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定書の写

⑩ 【品質管理活動点関係】

ISO9001規格の認証を取得して公告日においても有効であることを証明する認証書の写

⑪ 【安全衛生活動点関係】

建設業労働災害防止協会の加入証明書、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)認定書及び中央労働災害防止協会(JISHA)方式適格の労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)基準適合の認定書のいずれかで公告日においても有効であるものの写

＊参照URL

・建設業労働災害防止協会：

http://www.kensaibou.or.jp/association/guidance_of_enrollment.html

・建設業労働安全衛生マネジメントシステム：

http://www.kensaibou.or.jp/activity/management_system.html

・中央労働災害防止協会：

<http://www.jisha.or.jp/oshms/index.html>

⑫ 【雇用対策点関係】

＊女性の現場従事者については作業員名簿もしくは現場代理人及び主任技術者等
通知書又は監理技術者資格者証等の写など（令和6年12月2日 国不建技第120
号参照）に性別を証明する書類を添付する。この際、氏名・所属会社名・性別
以外の個人情報をマスキングすること。

＊「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率をこえて雇用したか
は東京電子自治体共同運営電子調達サービスの業者情報で確認をするので公告
日までに雇用情報を登録すること。

⑬ 【地域貢献度評価点事前申告書】※事前申告済の場合

当該年度に契約管財課へ公告前に提出して承認された「地域貢献度評価点事前申
告書」の本区確認印のある表紙の写 【別紙4】

確認印押印済みの地域貢献度評価点事前申告書があるときのみ提出。これを提出
することにより、⑦～⑫の添付資料提出が省略できる（⑧防災活動報告書を除
く）。

＊確認に要する期間は、「地域貢献度評価点事前申告書」を受付けてから10日

（10日目が豊島区の休日を定める条例に規定する日においては翌日）とし、期

間内に総合評価方式の公告があった場合はすべての入札が終了するまで審査を停止し決定したのち再開する。

⑭ 【事業継続計画策定点関係】

事前申告した「災害時事業継続計画書」の本区確認印のある表紙の写 [別紙5]

＊ あらかじめ所定事項を記載した「災害時事業継続計画書」を[別紙5]の表紙を付して本区へ提出し、区で内容の確認ができた場合に当該表紙に確認印を押印し返却したものの写。確認に要する期間は、「災害時事業継続計画書」を受付けてから10日（10日目が豊島区の休日を定める条例に規定する日においては翌日）とし、期間内に総合評価方式の公告があった場合はすべての入札が終了するまで審査を停止し決定したのち再開する。

＊ 参考URL

・「地域建設企業における災害時事業継続計画（簡易版）作成例（最新版）」：
<http://www.zenken-net.or.jp/wp-content/uploads/zenken-jkrei.pdf>

(2) 留意事項

- ① 提出書類の提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- ② 提出書類に、評定点を過大に申告した場合はその項目を評価しない。また、過少に申告した場合はその点数を採用する。

工事成績評価点においては、総評価点平均で判断するため、豊島区施工能力審査型総合評価方式実施要綱 別紙 5(1)③ 「工事成績総評定点が存在しない場合は、その平均を50点とする。」のとおりとする。

- ③ (1)の①[別紙1]及び②[別紙2]の様式については、公告時の配布資料等によりダウンロードすること。

- ④ (1)の添付資料については、該当がある場合に提出すること。

⑤ 事前申告について

(1) ⑦～⑫の添付書類については、[別紙4]様式に添付（⑭については確認印のある[別紙5]がある場合に添付）のうえあらかじめ申告し、本区の確認を受けた場合は、確認印のある[別紙4]様式の写をもって提出に代えることができる。ただし、[別紙4]の申告書に記載がなく、あらかじめ区の確認を受けていない⑦～⑫の添付書類については、(1)の当該項目の取扱いのとおりその写を提出する。

2 提出方法

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書を送信した後、必要事項を記入した上記 1 の書類等を電子メールに添付して送信すること。

(2) 提出先の電子メールアドレス：A0029361@city.toshima.lg.jp

＊ 電子メール送信の際の件名は、「共同運営の発注番号と会社名」としてください。例) 件名：「2020—〇〇〇〇 ◎◎△△株式会社」 など記載すること。

別紙 1 (別ファイル)

別紙 2 (別ファイル)

別紙 3 (別ファイル)

別紙 4 (別ファイル)

別紙 5 (別ファイル)